

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社大戸屋ホールディングス

【英訳名】 OOTOYA Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 三森久実

【本店の所在の場所】 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号

【電話番号】 0422-26-2600(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営企画部長 濱田寛明

【最寄りの連絡場所】 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号

【電話番号】 0422-26-2600(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営企画部長 濱田寛明

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第29期 第1四半期 連結累計期間		第30期 第1四半期 連結累計期間		第29期	
	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高 (千円)		4,521,970		4,796,472		18,693,473
経常利益 (千円)		30,248		18,721		364,598
四半期純損失() 又は当期純利益 (千円)		17,574		32,019		264,834
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		3,351		5,947		326,244
純資産額 (千円)		2,531,884		2,388,051		2,492,750
総資産額 (千円)		9,202,595		9,192,694		8,743,225
1株当たり四半期純損失金額 ()又は当期純利益金額 (円)		3.03		5.52		45.66
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		24.7		25.9		28.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第29期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第29期第1四半期連結累計期間及び第30期第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等により緩やかな回復基調にあるものの、欧州債務危機を背景とする海外景気の減速懸念、長期化する円高と株価低迷、また、電力供給不安の影響等により、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、消費税増税や電気料金の値上げ問題等を背景とした消費マインドの低迷と節約志向が続く中、同業他社や中食業態との競争が激しさを増しており、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度は、昭和33年1月に開店した「大戸屋食堂（現大戸屋ごはん処池袋東口店）」が創業55周年を迎える期であり、また、昭和58年5月に設立した当社は第30期という節目の期を迎えており、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ、人類の生成発展に貢献する」という経営理念のもと、当社グループのこれからの30年に向け、「大戸屋」を世界的に通用するブランドに育てるべく、努力、邁進して参ります。

当第1四半期連結累計期間の店舗展開につきましては、国内におきましては、ショッピングセンターへの出店を中心に「大戸屋ごはん処」直営1店舗、フランチャイズ2店舗を新規に出店し、海外におきましては、インドネシア共和国で「大戸屋キッチン」フランチャイズ1店舗を新規に出店いたしました。その結果、当第1四半期連結累計期間中に合計4店舗を出店、1店舗を閉店したため、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は当社グループ合計で321店舗（うち国内直営135店舗、国内フランチャイズ124店舗、海外直営23店舗、海外フランチャイズ39店舗）となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は4,796百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益28百万円（同27.7%減）、経常利益27百万円（同8.8%減）となり、国内における既存店舗の改装に係る固定資産除却損9百万円を特別損失に計上し、法人税等合計が49百万円となったため、四半期純損失は32百万円（前年同期は17百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

国内直営事業

国内直営事業は、「高品質なメニュー」の追求として、これまで大戸屋が培ってきた“家庭食の代行業”としてのブランド力の向上を図り、当社グループの強みである「店内調理」をさらに磨き上げるため、提供時間の短縮などのオペレーションの効率化に取り組んでおります。また、そのための基盤作りとして、人材研修を強化し、採用からキャリアアップまでの一貫教育体制を整備していくことで、1店舗ごとの質を高め、お客さまから選ばれる店作りに注力して参りました。

店舗展開につきましては、国内においては、直営店1店舗（東京オペラシティ店）の新規出店がありましたが、社員独立支援制度による直営店2店舗（御徒町南口店、札幌南2条西2丁目店）のれん分け及び直営店1店舗（宮崎大島町店）の閉店がありました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」132店舗、「おとや」3店舗の総計135店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は3,135百万円（同10.2%増）、営業利益69百万円（同369.4%増）となりました。

国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業は、「大戸屋ごはん処」2店舗（コマーシャルモール博多店、丸亀町グリーン店）の新規出店と社員独立支援制度によるのれん分け2店舗がありました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」124店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は1,162百万円（同19.3%増）、営業利益157百万円（同19.8%増）となりました。

海外直営事業

海外直営事業は、当第1四半期連結会計期間末現在、23店舗（台湾大戸屋股？ 有限公司が台湾に14店舗、香港大戸屋有限公司が香港に5店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. がシンガポール共和国に4店舗）稼働しておりますが、前連結会計年度に連結子会社であったBETAGRO OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. を株式売却により連結除外したため、当第1四半期連結累計期間の売上高は447百万円（同36.0%減）、営業損失74百万円（前年同期は17百万円の営業利益）となりました。

また、当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であるAMERICA OOTOYA INC. が、平成24年4月5日、米国ニューヨーク州に1号店（チェルシー店）を出店しております。

海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業は、当第1四半期連結会計期間末現在、タイ王国において36店舗、インドネシア共和国において3店舗を展開しており、当第1四半期連結累計期間の売上高は47百万円（同45百万円増）、営業利益は14百万円（同712.8%増）となりました。

また、当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社である大戸屋（上海）餐飲管理有限公司が、平成24年6月22日、上海普陀区にフランチャイズ1号店（長風景畔店）を出店しております。

なお、持分法適用関連会社であるBETAGRO OOTOYA CO., LTD. 及び大戸屋（上海）餐飲管理有限公司につきましては、当第1四半期連結累計期間において持分法による投資損失3百万円を計上しております。

その他

その他は、メンテナンス事業と食育事業であり、当第1四半期連結会計期間末現在、株式会社O T Y フィールドがメンテナンス事業を、株式会社O T Y 食ライフ研究所（平成24年4月23日設立、平成24年5月1日付で食ライフデザイン株式会社から食育事業に関して事業譲受け）が食育事業を行っており、当第1四半期連結累計期間の売上高は2百万円、営業利益は0百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、現金及び預金2,296百万円を主なものとして3,427百万円（前連結会計年度末比13.2%増）、また、固定資産は、店舗等の有形固定資産3,540百万円と敷金及び保証金1,535百万円を主なものとして5,765百万円（同0.8%増）であり、資産合計では9,192百万円（同5.1%増）となりました。これは主に、現金及び預金が増加したためであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は、借入金1,073百万円、買掛金716百万円及び未払金583百万円を主なものとして2,919百万円（前連結会計年度末比6.3%減）、固定負債は、長期借入金2,811百万円を主なものとして3,885百万円（同23.9%増）であり、負債合計では6,804百万円（同8.9%増）となりました。これは主に、借入金が増加したためであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は2,388百万円（前連結会計年度末比4.2%減）となり、自己資本比率は25.9%となりました。これは主に、配当金の支払により利益剰余金が減少したためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更及び新たに生じた要因はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが対処すべき課題は、食の安全・安心が問われる時代にあって、提供させていただく定食、弁当及び惣菜に係る高安全性及び高品質を更に追求し、且つ、それらの商品をリーズナブルな価格で召し上がって頂けるよう日々努力し続けることにあります。

国内外の景況感は引続き厳しい状況であり、消費者の節約志向がより一層強まる傾向にあるものと思われ、外食産業の経営環境は益々厳しくなるものと予想されます。

こうした中、「人々の心と体の健康を促進する」という当社グループの経営理念を具現化するため、店内調理による徹底的な品質の向上に取組み、お値打ち感があり、尚且つ、栄養バランスにも配慮した商品の提供を目指すとともに、店舗における「食育セミナー」の開催を積極的に推進し、大戸屋ブランドの確立と企業価値向上を図るため、経営努力を重ねて参る所存であります。

事業上の課題といたしましては、国内につきましては、国内直営事業の新規出店を着実に進め、収益基盤を強化拡充するとともに、既存店舗の活性化と収益性の改善に取り組んで参ります。また、国内フランチャイズ事業は、既存店舗の収益性向上に注力しつつ、フランチャイズ加盟者の開拓とフランチャイズ加盟店舗の新規出店にも鋭意取り組んで参ります。

海外につきましては、海外子会社等に対する経営指導を行い、アジア全体を一つの事業領域と捉え、グローバルな大戸屋ブランドの確立を図って参る所存であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,800,000
計	18,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,800,000	同左	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	5,800,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年5月23日
新株予約権の数(個)	300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	979(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年6月16日～平成31年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,028(注)3 資本組入額 514
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日		5,800,000		724,012		642,212

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,798,800	57,988	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	5,800,000		
総株主の議決権		57,988	

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大戸屋ホールディングス	東京都武蔵野市中町一丁目 20番8号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,653,616	2,296,125
売掛金	557,198	472,393
原材料及び貯蔵品	48,117	48,919
その他	768,466	610,717
貸倒引当金	1,045	894
流動資産合計	3,026,354	3,427,261
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,373,161	2,428,251
その他(純額)	1,151,372	1,111,836
有形固定資産合計	3,524,533	3,540,087
無形固定資産		
のれん	37,538	61,701
その他	79,089	71,719
無形固定資産合計	116,628	133,420
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,508,541	1,535,048
その他	567,461	557,067
貸倒引当金	294	191
投資その他の資産合計	2,075,708	2,091,924
固定資産合計	5,716,870	5,765,432
資産合計	8,743,225	9,192,694
負債の部		
流動負債		
買掛金	803,573	716,536
1年内返済予定の長期借入金	886,303	1,073,959
リース債務	118,124	122,384
未払金	633,560	583,411
未払法人税等	211,829	20,904
賞与引当金	45,303	25,895
店舗閉鎖損失引当金	4,032	508
その他	413,300	375,979
流動負債合計	3,116,027	2,919,580
固定負債		
長期借入金	2,051,210	2,811,679
リース債務	271,715	264,689
退職給付引当金	188,236	179,099
資産除去債務	271,473	277,285
その他	351,811	352,309
固定負債合計	3,134,447	3,885,063
負債合計	6,250,475	6,804,643

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	724,012	724,012
資本剰余金	642,212	642,212
利益剰余金	1,210,043	1,062,026
自己株式	121	121
株主資本合計	2,576,147	2,428,130
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,969	4,415
為替換算調整勘定	88,366	49,845
その他の包括利益累計額合計	83,396	45,429
新株予約権	-	61
少数株主持分	-	5,289
純資産合計	2,492,750	2,388,051
負債純資産合計	8,743,225	9,192,694

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	4,521,970	4,796,472
売上原価	1,763,204	1,948,703
売上総利益	2,758,765	2,847,768
販売費及び一般管理費	2,719,589	2,819,428
営業利益	39,176	28,340
営業外収益		
受取利息	854	942
受取配当金	363	1
協賛金収入	3,822	5,414
為替差益	877	3,688
その他	5,139	7,910
営業外収益合計	11,057	17,956
営業外費用		
支払利息	15,128	14,895
持分法による投資損失	4,856	3,252
その他	-	572
営業外費用合計	19,985	18,721
経常利益	30,248	27,576
特別利益		
店舗売却益	2,828	-
特別利益合計	2,828	-
特別損失		
固定資産除却損	14,290	9,600
減損損失	12,792	-
その他	6,406	-
特別損失合計	33,489	9,600
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	411	17,975
法人税等	24,830	49,994
少数株主損益調整前四半期純損失()	25,242	32,019
少数株主損失()	7,667	-
四半期純損失()	17,574	32,019

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	25,242	32,019
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	639	554
為替換算調整勘定	27,500	37,928
持分法適用会社に対する持分相当額	1,732	592
その他の包括利益合計	28,593	37,967
四半期包括利益	3,351	5,947
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,011	5,947
少数株主に係る四半期包括利益	3,660	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したOOTOYA (THAILAND) CO., LTD.及び株式会社O T Y食ライフ研究所を連結の範囲に含めております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

金融機関借入の保証

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
F C加盟店	167,478千円	161,330千円

リース会社に対するリース債務の保証

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
BETAGRO OOTOYA CO., LTD.	BAHT 15,728千 41,995千円	BAHT 14,680千 36,700千円

外貨建保証債務については、期末日の為替レートにより換算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1 減価償却費	194,798千円	1 減価償却費	190,437千円
2 のれんの償却額	1,968千円	2 のれんの償却額	4,693千円
3 負ののれんの償却額	1,147千円	3 負ののれんの償却額	1,147千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	115,998	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,997	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	国内 直営事業	国内フラン チャイズ事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ事業	合計
売上高					
外部顧客に対する売上高	2,845,823	974,571	698,676	2,899	4,521,970
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	2,845,823	974,571	698,676	2,899	4,521,970
セグメント利益	14,800	131,366	17,671	1,804	165,642

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	165,642
全社費用(注)	126,465
四半期連結損益計算書の営業利益	39,176

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内直営事業」セグメントにおいて、店舗資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては12,792千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「国内直営事業」セグメントにおいて、フランチャイズ加盟店の店舗を譲受けました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、16,784千円であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	3,135,736	1,162,422	447,370	47,947	4,793,476	2,996	4,796,472
セグメント間の内部売上高 又は振替高						61,044	61,044
計	3,135,736	1,162,422	447,370	47,947	4,793,476	64,040	4,857,516
セグメント利益又は損失()	69,464	157,404	74,618	14,669	166,919	267	167,187

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メンテナンス事業及び食育事業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	166,919
「その他」の区分の利益	267
セグメント間取引消去	10,265
全社費用(注)	128,581
四半期連結損益計算書の営業利益	28,340

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「その他」セグメントにおいて、食育事業に関する事業を譲受けました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、28,000千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	3円03銭	5円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	17,574	32,019
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	17,574	32,019
普通株式の期中平均株式数(株)	5,799,926	5,799,863
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 9日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥 居 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。